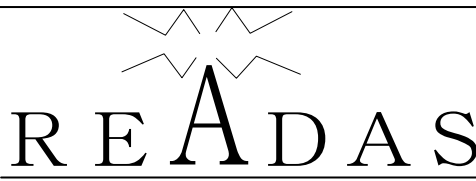


第 4171 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2011年)平成23年 2月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人税 平成23年税制改正

**Q**：法人税は、平成23年度の税制改正でどのようなのですか？

**A**：税率の引き下げの他、減価償却制度の見直し、欠損金の繰越控除の見直しが行われます。

### 【解説】

法人税は、今年度の税制改正で次のように改正されます。

- ①税率（H23. 4. 1 以後開始事業年度から適用）  
 法人税の税率が次のように改正されます。  
 普通法人・中小法人 30%から25.5%へ  
 ※中小法人で年800万円以下の部分は18%から15%へ  

公益法人等	22%から19%へ
協同組合等	23%から20%へ

### ②減価償却

平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率を2倍した数（現行2.5倍）になります。また、償却率や保証率についても改正が行われます。

### ③欠損金の繰越控除

- イ. 青色欠損金の繰越控除限度額が、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額とされます。
- ロ. 青色欠損金の繰越期間が9年（現行7年）に延長されます。

### ④貸倒引当金

適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定されます。これ以外の法人については、平成23年度以後それぞれ3/4、2/4、1/4の引当てが認められます。

